報告３
資料

「こども家庭センター」の設置について

１　経緯

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 66 号。一部の改定を除き、令和６年４月１日施行）による改正後の児童福祉法及び母子保健法において、市町村は、「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」の設置に努めることとなった。

２　本市の取組

本市では、こどもや保護者、家庭等に対する切れ目のない支援を強化するため、平成 30 年４月、福祉保健部内にこども未来局を設置するとともに、こども総合相談窓口（子ども家庭総合支援拠点）を開設し、子育て世代包括支援センター（健康対策課）を併設、母子保健事業を健康対策課とこども相談課との共管事業と位置付けた。

令和３年 12 月には、福祉保健、教育を通じ一貫した支援体制のさらなる強化を図るため、こども総本部を設置し、国の動きに先んじて既に母子保健と児童福祉の一体的支援を行っているところである。

この度の児童福祉法等の一部改正に伴い、「こども家庭センター」を設置し、母子保健・児童福祉の両機能の連携･協働をより深め､こども達が安心して健やかに成長できるよう、妊娠期から社会的自立までの切れ目のない支援の充実に努め取り組んでいく。

３　名　　称　　こども総合相談窓口（米子市こども家庭センター）

４　設置場所　　米子市こども総本部こども相談課（ふれあいの里１階）
（所在地）米子市錦町一丁目１３９番地３

５　設 置 日　　令和６年４月１日